

# 産業廃棄物管理型最終処分場の運営体制の見直し検討について

平成27年2月16日

循環型社会推進課

環境プラント工業株（以下「環境プラント」）と（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）が米子市淀江町小波地内で計画している産業廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」）の運営体制の見直しの検討について報告する。

## 1 検討するに至った経緯

○環境プラントとセンターは、処分場の整備について地元理解を推進するため、地元関係自治会等に対して事業計画の原案段階での説明や先進地視察等を行い、平成26年2月には事業計画（案）を説明し、処分場の整備に対して各自治会に理解を深めていただいたところである。

○こうした説明会の中で、「福井水源地への影響があるのではないか」との懸念が示されたため、センターは昨年5月から同水源地への影響に関する追加調査を12月まで行うとともに、この間、環境プラント及びセンターは事業計画書の精査等を行ってきたところである。

○このような中、本年1月24日から福井水源地影響調査結果を地元関係6自治会に説明したところ、「長期間の事業に対し安定した管理、安全な体制を取ること」、「長期間の事業であり民間企業では不安なので、センターが設置運営し、環境プラントが管理した方が安心だと思う」といった設置運営体制に対する意見が出された。

○さらに、環境プラントは、住民の方から同様な意見が個別に寄せられていることも考慮し、2月9日に「安全性に十分な自信を持っているが、複数の住民の方々からの意見に耳を傾ける中で、地元住民の不安が払拭され御理解がいただけるのであれば、一私企業ではなく、公益財団法人であるセンターが処分場を設置運営し、環境プラントが埋立・水処理するフレームにすることの検討を依頼する」旨をセンターへ要望された。

## 2 今後の対応

センターは、地元の方々の声や環境プラントからの要望を踏まえ、

- ・長期間の事業において、より安定した運営体制
- ・災害時の対応、最新の製品・材料の選定
- ・今後の新技術の導入などに継続して対応できる体制

について、施設規模や役割分担（搬入廃棄物の検査はセンター、埋立・水処理作業は環境プラント）など現在の事業計画を基本としながら、事業主体のあり方、事業費等の精査・確認等を含め環境プラントとセンターの比較を行い、地元自治会等の理解を得られる運営体制について、早急に検討を行っていく。

【参考】

産業廃棄物管理型最終処分場の計画概要(案)

1 運営体制

- (1) 事業主体 環境プラント工業(株) (最終処分場の設置・運営)  
(2) 公共関与 (公財)鳥取県環境管理事業センター (埋立廃棄物の搬入検査等)

2 計画概要

区分	計画概要
施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場
所在地	米子市淀江町小波地内 (環境プラントが設置している一般廃棄物最終処分場の南側隣接地)
施設面積	埋立面積：22,230m <sup>2</sup> (開発面積38,577m <sup>2</sup> )
埋立容量	埋立容量：254,027m <sup>3</sup> 廃棄物量：約20万m <sup>3</sup> (約21.5万トン)
計画期間	47年間* (埋立期間37年間・維持管理期間10年間)
事業規模	約77億円 (税抜き) / 47年間

\*計画期間は、搬入量や廃棄物の安定化の状況等により変動がある。